

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 8 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校(中等教育学校前期課程、特別支援学校幼稚部小・中学部を含む)
を置く各国立大学法人附属学校事務主管課 御中
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

新学習指導要領(小学校・中学校・特別支援学校小・中学
部)及び教育要領(幼稚園・特別支援学校幼稚部)の発送
について

文部科学省においては、平成 29 年 3 月から 4 月にかけて告示いたしました、
学習指導要領及び教育要領の周知のため、全国の学校(幼稚園・小学校・中学
校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校)、各都道府県教育委員会等
に対して別紙のとおり発送いたします。

ついでには、このことについて都道府県教育委員会においては所管の学校及び
域内の市区町村教育委員会を通じて各市区町村所管の学校に対して、指定都市
教育委員会においては所管の学校に対して、都道府県知事及び構造改革特別区
域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては所轄の学校及び学
校法人等に対して、附属学校を置く国公立大学法人においてはその管下の学校
に対して、周知くださるようお願いいたします。

【学習指導要領（小学校・中学校）担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室
審議・調整係（菅原、米玉利）

TEL 03-5253-4111（内線4732）

03-6734-2369（直通）

FAX 03-6734-3734

E-mail kyokyo@mext.go.jp

【幼稚園教育要領担当】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係
（桑田、島田、望月）

TEL 03-5253-4111（内線2376）

03-6734-2376（直通）

FAX 03-6734-3736

E-mail youji-shidou@mext.go.jp

【幼稚部教育要領、学習指導要領（特別支援学校）担当】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係
（麻田、小楠）

TEL 03-5253-4111（内線3716）

03-6734-3716（直通）

FAX 03-6734-3737

E-mail cs-toku@mext.go.jp

(別紙)

新学習指導要領（小学校・中学校・特別支援学校小・中学部）及び 教育要領（幼稚園・特別支援学校幼稚部）の発送予定

1. 各学習指導要領及び教育要領の発送時期（予定）

新学習指導要領及び新幼稚園教育要領は、各学校等、それぞれの宛先に文部科学省から直接発送する。宛先ごとの発送部数等の詳細については、別添1～3（各案件の送付状）を参照すること。

○新学習指導要領（小学校・中学校）

3月9日以降，順次発送

○新幼稚園教育要領

3月1日以降，順次発送

○新学習指導要領（特別支援学校小・中学部）及び特別支援学校幼稚部教育要領

3月16日以降，順次発送

2. 学習指導要領等の配布にあたっての留意事項

○学習指導要領等の配布にあたっては、平成29年12月14日付け事務連絡「新学習指導要領（小学校・中学校・特別支援学校小・中学部）及び教育要領（幼稚園・特別支援学校幼稚部）の必要部数等に関する調査について」（別添4）によるほか、次の点に留意すること。

- ・ 今般配布する新学習指導要領等の、各学校における各教員への配布の時期や方法については、当該学習指導要領等が平成30年4月以降に継続的に使用するものであることを念頭に、各学校を設置する教育委員会及び各学校の実情に応じ適宜工夫をされたいこと。

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各市区町村教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
各 国 公 立 の 小 学 校 ・ 中 学 校
各 国 公 立 の 義 務 教 育 学 校
各 国 公 立 の 中 等 教 育 学 校
各 国 公 立 の 特 別 支 援 学 校

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

小学校・中学校学習指導要領の冊子について（配布）

平成 29 年 3 月に告示いたしました小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領につきまして、冊子を作成しましたので、下記の通り配布します。

本冊子及び小学校・中学校学習指導要領の解説を活用し、教職員がその趣旨及び内容について理解を深められるよう御配慮をお願いします。

記

【配布部数内訳】

都道府県教育委員会	: 1 0 0 部
政令指定都市教育委員会	: 1 0 0 部
市及び特別区教育委員会	: 5 0 部
町村教育委員会	: 1 0 部
都道府県知事部局	: 1 0 部
国公私立の小学校（小学校学習指導要領のみ）	: 必要部数及び予備分 2 部
国公私立の中学校（中学校学習指導要領のみ）	: 必要部数及び予備分 2 部
国公立の義務教育学校	: 必要部数及び予備分 2 部
国公私立の中等教育学校（中学校学習指導要領のみ）	: 必要部数及び予備分 2 部
国公私立の特別支援学校	: 2 5 部

※特段注記されていない配布先については、小学校学習指導要領と中学校学習指導要領の両方を配布しています。

※ここで言う必要部数については、平成 29 年 12 月に都道府県教育委員会及び都道府県知事部局等へ行った配布部数調査の回答数に基づいたものであり、必ずしも各学校の教職員の実数に合致しない場合があります。

【送付部数が不足している場合の対応】

- ・送付部数が梱包ラベルの品名の数量に満たない場合は同ラベルに記載している八光社梱包運輸株式会社の連絡先（03-3668-8500）へお問合せください。
- ・上記以外の場合で各校において送付部数が必要数に足りない場合については、予備分で調整してください。それでも足りない場合は、公立学校の場合は所管の都道府県もしくは市区町村教育委員会と、私立学校の場合は所轄の都道府県私立学校事務主管課と調整を行うようにしてください。国立大学の附属校については、複数の附属学校を有する国立大学法人においては学校間で調整し、調整が困難な場合は都道府県教育委員会に調整を依頼してください。各教育委員会及び都道府県私立学校事務主管課におかれましては必要に応じて御対応頂きますようお願いいたします。

【担当】 文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室（菅原，米玉利，岡田）

TEL 03-5253-4111（内線4732）

事 務 連 絡

各都道府県教育委員会指導事務主管課
 各指定都市教育委員会指導事務主管課
 各市区町村教育委員会指導事務主管課
 各都道府県私立学校事務主管課
 各国公私立の幼稚園及び幼稚園型認定こども園
 幼稚部を置く各特別支援学校

御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

幼稚園教育要領の冊子について（配布）

平成 29 年 3 月に告示いたしました幼稚園教育要領につきまして、冊子を作成しましたので、下記の通り配布します。

本冊子及び幼稚園教育要領解説書（平成 30 年 3 月中に発刊予定）等を活用し、教職員が新幼稚園教育要領の趣旨及び内容について理解を深められるよう御配慮をお願いします。

記

【配布部数内訳】

国公私立の幼稚園及び幼稚園型認定こども園	: 本務教員数分及び予備分 2 部
幼稚部を置く特別支援学校	: 本務教員数分及び予備分 3 部
都道府県教育委員会	: 6 5 部
都道府県知事部局	: 5 0 部
政令指定都市教育委員会	: 5 0 部
市及び特別区教育委員会	: 2 5 部
町村教育委員会	: 5 部

※本務教員数につきましては、平成 29 年 12 月に都道府県教育委員会及び都道府県知事部局等へ行った配布部数調査の回答数に基づいて配布をしております。

※送付部数が梱包ラベルの品名の数量に満たない場合は同ラベルに記載している連絡先へお問合せください。

※上記以外の場合で各園において送付部数が教員数に足りない場合については、予備分で調整してください。それでも足りない場合は、公立園の場合は所管の市区町村教育委員会と、私立園の場合は所轄の都道府県私立学校事務主管課と、国立園の場合は所在地の都道府県教育委員会と調整を行うようにしてください。各教育委員会及び都道府県私立学校事務主管課におかれましては必要に応じて御対応頂きますようお願いいたします。

【担当】 文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係（桑田，島田）

TEL 03-5253-4111（内線2376）

【発送予定の送付状（案）です。実際には日付入りで各学校等に送付します】

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 日

各都道府県教育委員会特別支援教育事務主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
各 国 公 私 立 の 特 別 支 援 学 校
御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援学校幼稚部教育要領，小学部・中学部学習指導要領の冊子について（配布）

平成 29 年 4 月に告示いたしました特別支援学校幼稚部教育要領，小学部・中学部学習指導要領につきまして，冊子を作成しましたので，下記の通り配布します。

本冊子及び特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領の解説（平成 30 年 3 月中に発刊予定）を活用し，教職員がその趣旨及び内容について理解を深められるよう御配慮をお願いします。

なお，小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において，特別支援学級における指導に当たっては特別支援学校学習指導要領の自立活動の内容を取り入れること，また，通級による指導に当たっては自立活動の内容を参考とすることとされたことを踏まえ，本冊子及び特別支援学校学習指導要領の解説（自立活動編）の積極的な活用を図るようお願いします。

記

【送付先別配布部数】

都道府県教育委員会	: 2 2 部
政令指定都市教育委員会	: 2 2 部
都道府県知事部局	: 1 部
国公私立の特別支援学校	: 必要部数及び予備分 5 部

※ここで言う必要部数については，平成 29 年 12 月に都道府県教育委員会等へ行った配布部数調査の回答数に基づいたものであり，必ずしも各学校の教員の実数に合致しない場合があります。

※送付部数が梱包ラベルの品名の数量に満たない場合は同ラベルに記載している連絡先へお問合せください。

※上記以外の場合で各校において送付部数が必要数に足りない場合については，予備分で調整してください。それでも足りない場合は，公立学校の場合は所管の都道府県もしくは市区町村教育委員会と，私立学校の場合は所轄の都道府県私立学校事務主管課と調整を行うようにしてください。国立大学法人の附属学校については，複数の附属学校を有する国立大学法人においては学校間で調整し，調整が困難な場合は都道府県教育委員会に調整を依頼してください。各教育委員会及び都道府県私立学校事務主管課におかれましては必要に応じて御対応いただきますようお願いいたします。

【担当】 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係
(麻田，小楠（おぐす），村上，久川（くがわ），)

TEL 03-5253-4111（内線 3716）

新学習指導要領（小学校・中学校・特別支援学校小・中学部）及び教育要領（幼稚園・特別支援学校幼稚部）の必要部数等に関する調査について（平成29年12月14日事務連絡）（抄）

II 配布について

1 配布時期について

- 学習指導要領及び教育要領のいずれも平成30年3月中の配布を予定している。

2 配布先等について

- 平成30年4月に新設される学校を除き、各国公私立学校については、必要部数等調査において提出された住所に基づき各学校に送付する。
- 平成30年4月に新設される学校については、公立学校は所管の教育委員会指導事務主管課に、私立学校は所管の都道府県私立学校事務主管課に、国立大学附属学校及び公立大学附属学校については各大学法人の附属学校事務主管課に、株式会社立学校は構造改革特区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体株式会社立学校事務主管課に送付する。このため、担当主管課においては適宜配送を行うこと。
- 学校事務担当部局については、各都道府県・指定都市教育委員会の指導事務主管課、各都道府県の私立学校事務主管課、各市町村教育委員会の指導事務主管課、各地方公共団体株式会社立学校事務主管課にそれぞれ送付する。
 - ※ 各都道府県教育事務所には送付しない。また、市町村合併等により、同一の市町村内に教育委員会機能が複数ある場合についても、送付先は一箇所のみとする。

3 過不足が生じた際の対応について

配布部数は原則、各学校に、平成29年度学校基本調査の調査票で回答した「本務者数（休職者等を含む。）」に加えて各2部を予備として送付する予定であるので、その予備分で調整することとし、それでも難しい場合のそれぞれの調整については下記を参照すること。

また、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm）において、学習指導要領等が掲載されているので、当該ホームページの活用も考えられること。

なお、本調査への回答に当たって平成29年度学校基本調査の調査票で回答した数字と齟齬が生じないようにすること。数が大きく異なる場合、各担当部局への確認を行うので留意すること。

- 都道府県立学校で過不足が生じた場合について
各学校に送付した予備分での調整が困難な場合は、域内の都道府県立の学校間で調整を図ること。その上で、調整が困難な場合については、都道府県教育委員会において、各都道府県教育委員会に送付した部数内で対応すること。
- 市町村立学校で過不足が生じた場合について
各学校に送付した予備分での調整が困難な場合は、域内の市町村立の学校間で調整を図ること。その上で、調整が困難な場合については、市町村教育委員会において、各市町村教育委員会に送付した部数内で対応し、それでも調整が困難な場合には、都道府県教育委員会に調整を依頼すること。
- 政令指定都市立学校で過不足が生じた場合について
各学校に送付した予備分での調整が困難な場合は、域内の政令都市立の学校間で調整を図ること。その上で、調整が困難な場合については、政令都市教育委員会において、各政令都市教育委員会に送付した部数内で対応し、それでも調整が困難な場合には、都道府県教育委員会に調整を

依頼すること。

○ 私立学校で過不足が生じた場合について

各学校に送付した予備分での調整が困難な場合には、都道府県私立学校事務主管課に送付した部数内で対応すること。なお、可能な範囲で私立学校間での調整も行うこととする。それでも調整が困難な場合については、都道府県教育委員会に調整を依頼すること。

○ 国立学校で過不足が生じた場合について

各学校に送付した予備分での調整が困難な場合は、複数の附属学校を有する国立大学法人においては、学校間で調整を図ることとし、その上で、調整が困難な場合については、都道府県教育委員会に調整を依頼すること。

○ 公立大学で過不足が生じた場合について

各学校に送付した予備分での調整が困難な場合は、都道府県教育委員会に調整を依頼すること。

○ 株式会社立学校で過不足が生じた場合について

各学校に送付した予備分での調整が困難な場合は、各地方公共団体株式会社立学校事務主管課に送付する予定の予備分に対応すること。その上で、調整が困難な場合については、都道府県教育委員会に調整を依頼すること。

○ 都道府県教育委員会で調整が困難になった場合について

各都道府県教育委員会において、調整が困難になった場合は、各都道府県私立学校事務主管課と相談の上、調整することとする。政令都市を有する都道府県の場合については、政令指定都市教育委員会とも相談の上、調整することとする。それでも調整が困難な場合には、文部科学省に調整を依頼すること。

※ いずれも、大幅な過不足が判明した場合は、速やかに文部科学省に相談いただきたい。